

郡山市告示第 480 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第19条第 1 項の規定により、県中都市計画地区計画（大槻町中ノ平東地区計画）を決定したので、同法第20条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 24 日

郡山市長 椎 根 健 雄

- 1 都市計画を変更する土地の区域
郡山市大槻町字中ノ平、中ノ平東及び北洞の各一部
- 2 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 3 縦覧場所及び縦覧時間
 - （1）場所 郡山市都市構想部都市政策課（郡山市役所本庁舎 3 階）
 - （2）時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）